



- 第21条 幹事は、本会の企画運営にあたり、各会議の議事進行及び重要事項を記録する。
- 第22条 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 第23条 常任委員は必要に応じ、本会のすべての会議に出席し、意見を述べることができる。
- 第24条 学校教職員代表は、各学年部、広報部、地域部の担当となり、学校教育について専門的立場で意見を述べ、本会の活動を推進する。
- 第25条 監査委員は、本会の会計を監査する。また、必要に応じ会議に参加し意見を述べるができる。
- 第26条 本会の役員は城北中学校クラブ活動後援会の役員を兼任する。
- 第5章 役員を選出と任期**
- 第27条 会長は会長選出委員会規則により選出する。
- 第28条 副会長、地域部長は各小学校区から1名選出する。幹事は各小学校区から1名以上選出する。
- 第29条 会計1名、監査委員2名を選出する。
- 第30条 学級代表、同副代表と広報部の各委員は学級ごとに各1名選出する。
- 第31条 学年部長1名、副部長1名は、当該学級代表の互選により各学年毎に選出する。
- 第32条 地区委員は各小学校区より選出する。
- 第33条 地域部長1名、同副部長1名は地区委員の互選により選出する。
- 第34条 学校教職員より、各学年部、広報部、地域部各1名以上選出する。
- 第35条 役員任期は1か年とする。但し、後任者が決定するまではその任務を継続する。
- 第36条 役員に欠員が生じたときは各部内で補充し、任期は前任者の残任期間とする。
- 第6章 会計**
- 第37条 本会の経費は会費、事業収入及び寄付金を持って当てる。
- 第38条 本会の会員は、会費を毎月納めるものとする。会費は1世帯月額400円とする。
- 第39条 本会の会計年度は4月1日にはじまり、翌年の3月31日におわる。

### 第7章 弔慰

- 第40条 会員及び会員の家庭に弔事が生じた場合、次によりその意を表す。
- 1 会員または在校生が死亡した場合、代表者が会葬し香料1万円を供え、弔電または電子郵便を送る。
  - 2 その他特別な場合は、正副会長で協議決定する。

### 第8章 その他

- 第41条 本会の事業遂行に必要な細則は、常任委員会において審議執行する。
- 第42条 会員は本会の書類をすべて閲覧できる。

### 第9章 付則

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 本会則は1968年（昭和43年） | 5月20日より改正実施する。    |
| 本会則は1969年（昭和44年） | 3月 3日より一部改正実施する。  |
| 本会則は1974年（昭和49年） | 5月20日より一部改正実施する。  |
| 本会則は1983年（昭和58年） | 5月 4日より一部改正実施する。  |
| 本会則は1984年（昭和59年） | 5月 8日より一部改正実施する。  |
| 本会則は1986年（昭和61年） | 5月 8日より一部改正実施する。  |
| 本会則は1987年（昭和62年） | 5月 8日より一部改正実施する。  |
| 本会則は1990年（平成 2年） | 5月11日より一部改正実施する。  |
| 本会則は1996年（平成 8年） | 5月 2日より一部改正実施する。  |
| 本会則は1997年（平成 9年） | 5月 7日より一部改正実施する。  |
| 本会則は1998年（平成10年） | 5月 8日より一部改正実施する。  |
| 本会則は1999年（平成11年） | 5月 7日より一部改正実施する。  |
| 本会則は2001年（平成13年） | 11月14日より一部改正実施する。 |
| 本会則は2004年（平成16年） | 4月 1日より改正実施する。    |
| 本会則は2014年（平成26年） | 5月 1日より一部改正実施する。  |
| 本会則は2025年（令和 7年） | 4月 1日より一部改正実施する。  |

## 城北中学校クラブ活動後援会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は城北中学校クラブ活動後援会と称する。

## 第2章 目的

第2条 本会は城北中学校の教育の充実を図るとともに、クラブ活動について精神的、経済的支援をすることを目的とする。

## 第3章 組織及び会議

第3条 本会に次の会議を置く

- 1 総会
- 2 常任委員会
- 3 本部役員会

第4条 会議の表決は出席者の過半数とする。

第5条 各会議の構成員はPTA組織と同一とする。

第6条 総会は、最高の決議機関でPTA総会時に開く。ただし、常任委員会で必要と認めたときは臨時総会を開催する。

第7条 常任委員会は総会に次ぐ議決機関で、総会および本部役員会から委任された事項を協議決定する。

第8条 本部役員会は本会の企画運営、総合調整にあたる。また、緊急を要する事項について協議決定することができる。ただし、その決定については、事後に常任委員会の承認を必要とする。

## 第4章 役員の仕事と任期

第8条 本会の役員はPTA役員が兼任し、任期もPTAと同一とする。

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会の会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代行する。

3 教頭は事務局を担当する。

- 4 幹事は本会の会務を執行する。
- 5 会計は本会の会計事務を処理する。
- 6 監査委員は本会の会計事務を監査する。

第10条 監査委員は必要に応じ会議に参加し意見を述べるができる。

## 第5章 会計

第11条 本会の経費は、城北中学校クラブ活動後援会費、助成金及び寄付金等をもって当てる。

第12条 会費は、生徒1人につき年額2,000円とし、原則年度当初に納めるものとする。

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 その他

第14条 本会の事業遂行に必要な細則は常任委員会において審議執行する。

## 第7章 付則

本会則は1976年（昭和51年） 4月 1日より実施する。

本会則は1987年（昭和62年） 5月 8日より1部改正実施する。

本会則は1998年（平成10年） 5月 8日より1部改正実施する。

本会則は2004年（平成16年） 4月 1日より改正実施する。